

第六十三回 参議院 商工委員会 會議録 第九号

昭和四十五年三月三十一日(火曜日)

午後零時三十三分開会

委員の異動

三月二十七日

辞任

瓜生 清君

補欠選任

田淵 哲也君

出席者は左のとおり。

委員長

村上 春蔵君

理事

川上 為治君

近藤英一郎君

山本敬三郎君

竹田 現昭君

委員

赤間 文三君

井川 伊平君

平泉 渉君

八木 一郎君

阿具根 登君

大矢 正君

小柳 勇君

林 虎雄君

浅井 亨君

矢追 秀彦君

須藤 五郎君

国務大臣

宮澤 喜一君

政府委員

通商産業政務次官

通商産業大臣官房長

通商産業省重工業局長

赤澤 瑋一君

たしていくことが期待されます。

このうち、都市部において重要な役割を果たす都市ガス事業につきましては、近時、石炭から石油への原料転換に伴い経済性の見地からガス発生設備等が高圧、大容量となりつつありますが、その反面において、事故発生防止への配慮が要請されてきております。

また、消費生活の向上に伴い各種のガス用品が広く普及するとともに、家屋構造も変化しており、このためガス用品による災害の発生防止が重要な課題となつてきております。

さらに、近年、新しい家庭用ガス体エネルギーの供給方式としていわゆる液化石油ガス等小規模導管供給事業が目まぐるしく普及を見せつつあります。

これは、導管によりガスを供給するという点で、都市ガス事業と類似の性格を持っておりますので、消費者利益を確保するために、都市ガス事業と同様に公益事業規制を行なうとともに、都市ガス事業との間に所要の調整を行なう必要がありま

このように、ガス事業を取り巻く環境は最近大幅に変化しております。政府におきましても、このような情勢に対処すべく、ガス体燃料の供給体制のあり方についての総合エネルギー調査会の審議等を通じて検討を進めてまいりましたが、その結果、今般ガス事業法について所要の改正を行なうこととしたものであります。

次に、本法案の概要を御説明申し上げます。

第一は、一般ガス事業者に対する保安規制の強化であります。

すなわち、ガス発生設備、主要な導管等一般ガス事業の遂行上重要なガス工作物について、工事計画の認可及び使用前検査の制度を設けるとともに、このうち一定のものは設置後も定期検査を行なうこととするほか、一般ガス事業者に対し保安規程の届け出の義務を課する等保安の確保と安定供給の達成等に万全を期することとしております。

第二は、ガス用品の取り締まりを行なうことであります。

一般消費者等が使用する都市ガス用のガス用品について検定制及び製造事業者の登録制を採用し、指定検定機関または登録製造事業者が付した表示のないものは販売してはならないこととする

とともに、ガス事業者は一般消費者に対しガスの消費機器の設置及び使用に際して危険防止のための注意事項を周知させ、さらに一定の事項については調査を行なう義務を課する等の規制を行なうこととしております。

第三は、液化石油ガス等小規模導管供給事業に対する公益事業規制であります。

液化石油ガス等小規模導管供給事業のうち供給の相手方の数が七十以上のものについて、新たにガス事業法の中で簡易ガス事業として公益事業規制を行なうこととし、通商産業局長は、一般ガス事業者が適切かつ確実なガスの供給計画を有する地域にかかると簡易ガス事業の許可を行なうにあつては、通商産業局長と協議し意見を聞いて、一般ガス事業との調整をはかることとしております。

さらに簡易ガス事業に対しては、技術基準適合義務等を内容とする保安規制のほか、料金の認可等一般ガス事業に準じた規制を加えることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(村上春蔵君) 続いて、政府委員から補足説明を聴取いたします。馬場公益事業局長。

○政府委員(馬場一也君) ガス事業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要

旨を補足して御説明申し上げます。

現行のガス事業法は、ガス事業の運営を調整することによって、ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発達をはかるとともに、ガスの製造及び供給に伴う危険を防止することによって、公共の安全を確保することを目的として、昭和二十九年から施行されております。

同法の規制対象となりますがガス事業者の数は、昭和四十四年十二月末現在、全国で二百三十二を数え、その需要家数は、九百四十三万戸となっております。

これらガス事業者につきましては、事業を許可にかからしめ、許可を受けた供給区域内においては、供給義務を課すとともに、その供給するガスの料金その他の供給条件について供給規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない義務を課しております。

さらに、ガス工作物を国の定める保安上の基準に適合するように維持する義務及び事業場ごとにガス主任技術者を選任しなければならない義務を中心とする保安確保のための義務を課すほか、一定期間内に、ガス工作物を設置し、事業を開始する義務、許可なくしてガス事業以外の事業を営んではならない義務、許可なくして事業の全部または一部を休止し、または廃止してはならない義務等事業の開始から廃止に至るまでの事業活動について規制を行なう一方、これら諸義務を担保するため、国による立ち入り検査、ガス工作物の基準適合命令、供給区域の削減、事業許可の取り消し等の規定を置いております。

以上が現行法の概要であります。現行法は、昭和二十九年に制定されて以来十五年余を経過し、この間ガス事業を取り巻く環境は大巾に変化しました。

その第一は、ガス発生設備等の高圧、大容量化と都市環境の変化であります。都市における家庭用エネルギー供給のニーズとして重要な役割を果たす都市ガス事業のガス発生設備、導管等は、近時その原料が石炭から石油へと転換すると

ともに、経済性の見地から高圧、大容量化しつつあります。さらに、最近における都市の過密化、車両交通の激化等ガス工作物を取り巻く都市環境の変化も著しく、これらガス工作物の事故発生防止が強く要請されております。

その第二は、ガス用品の普及の拡大であります。消費生活の向上とともに各種の新しいガス用品が広く普及してまいりましたが、近年における家屋構造の変化と相まってガス用品による火災及び中毒事故の発生を防止することが重要な課題となつてきております。

その第三は、LPガス等小規模導管供給事業の出現であります。近年、都市周辺の住宅集団における新しい家庭用ガスの供給方式として、簡易な発生方式によりLPガス等を導管により供給する事業が急速に普及しております。これは、導管によりガスを供給するという点で都市ガス事業とわけて類似した性格を持つておりますので、消費者利益を確保するため、一定規模以上のものについて都市ガス事業と同様に公益事業規制を行なうとともに、都市ガス事業との間に所要の調整を行なうことが強く要請されております。

以上の三点は、現行法制定の際には予測されなかったものであります。これを解決することは、いずれも消費者利益の確保に欠くことができないものであると考えます。このため、この法律案は、ガス事業法を次のように改正しようとするものであります。

第一に、一般ガス事業者に対する保安規制の強化であります。現行の自主保安体制を抜本的に改め、ガス工作物の設置または変更の工事の計画のうちガス発生設備、主要な導管等一般ガス事業の遂行上特に重要なものについて、国が個別的に行なう工事計画の認可及び使用前検査の制度を設けるとともに、一定のガス工作物については、設置後も定期的国の検査を受けなければならないこととし、さらに、一般ガス事業者に対し、日常の保安監督体制等を定める保安規程の届け出義務を課し、通商産業大臣は必要に応じてその変更を命ず

ることができるとする等保安の確保に万全を期することとするものであります。

第二に、新たにガス用品の取り締まりを行なうこととあります。ガストープ、ガス湯わかし器等のガス用品について、検定制及び製造事業者の登録制を採用し、通商産業大臣もしくは指定検定機関または登録製造事業者が付した表示のないものは販売してはならないこととするにより、不良ガス用品の流通を防ぐこととしております。

さらに、ガスの消費機器を使用する者に対し、ガスの使用に伴う危険の発生防止に必要事項を周知させ、また、一定の事項についてはみずから調査する義務をガス事業者に課することにより、ガス用品の使用に伴う災害の未然の防止に万全を期することとするものであります。

第三に、新たに簡易ガス事業に対する公益事業規則を行なうこととあります。総合エネルギー調査会ガス部会の答申に基づき、LPガス等小規模導管供給事業のうち、供給の相手方の数が七十以上のものを簡易ガス事業とし、事業の許可、供給義務、料金の認可、保安の確保等公益事業規制を行なうとともに、一般ガス事業者の供給区域内における簡易ガス事業の許可の申請については、消費者利益の確保のため、通商産業局ごとに設ける学識経験者からなる地方ガス事業調整協議会の意見を聞いた上で一般ガス事業者との間に所要の調整を行なうこととすることとあります。

第四に、消費者サービスの向上のための規制の強化であります。現行法では、消費者サービス向上のための規制が必ずしも十分でないことにかんがみ、一般ガス事業者が毎年長期的なガスの供給計画を作成し、これを公表する義務を課し、通商産業大臣は、この供給計画について公共の利益の増進をはかるため、その変更または実施を勧告し得ることとする。また、ガス事業者の業務の方法についても、ガス事業者に対しその改善を命令することができる。また、ガス事業者のサービスの向上をはかるための規制の強化を行なうことにより、ガスの消費者の利益確保に万全を

期することとするものであります。

以上がこの法律案の主たる内容であります。政府におきましては、今後法の施行にあたり、ガス工作物の保安の確保及びガス用品の取り締まりにつきましても厳正を期しまして公共の安全を確保する一方、簡易ガス事業の規制につきましても、公正かつ適正な法の運用を確保し、もって消費者の利益の保護に鋭意努力する所存でございます。

以上でこの法律案につきまして、簡単に申し上げますが、補足説明を終わります。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(村上春蔵君) 次に、機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案について通商産業大臣から補足説明を聴取いたします。通商産業大臣。○国務大臣(宮澤喜一君) 機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

現行の機械類賦払信用保険制度は、昭和三十六年に五年間の臨時措置として設けられ、その後、昭和四十一年にそれまでの実績が評価されて恒久制度となり、現在に至つては、その制度のありかた、この制度は、割賦販売に伴う代金不払いのリスクを確保することにより健全な割賦販売を促進し、中小企業の設備の近代化と機械工業の振興に大いに貢献してきております。最近においては、本保険に付保された機械類の割賦販売は年間一万三千件、金額にして四百億円にのぼり、また保険に加入している製造業者等の数は三百数十社に及び、中小企業者、機械工業界の双方にとって重要な施策の一つとなっております。

今回の法律改正の主旨は、本保険制度を拡充し、新たに購入資金の融資を伴う機械類の販売一般にローンによる販売といわれますが、これについても信用保険を行なうこととあります。ローンによる販売とは、機械類の製造業者等があらかじめ銀行と提携し、機械類を販売すること

に銀行から購入者へ月賦返済を条件とする購入資金を貸し付けを行なわせ、その債務を製造業者等が保証するものでありまして、最近急速に普及する傾向が見られます。

この販売方式は、割賦販売と非常に似ておりまして、購入者としては、月賦で機械を買取ることができ、また、製造業者等の側から見ても、銀行に對して債務保証をするために、結局、割賦販売の場合と同様の資金的なリスクを負うことになりま

他方、ローンによる販売は、割賦販売と異なり、製造業者等の資金負担を銀行が肩がわりすることになるため、現在の割賦販売の制約要因となつてゐる資金負担問題が解決され、中小企業者が信用販売によつて機械類を購入する機会が拡大されることになりま

しかし、ローンによる販売の信用上の危険は、結局、製造業者等が負担してゐるものであり、製造業者等の担保力、信用力に限りがあるため、これを負担し切れないのが現状であります。

したがって、この担保力、信用力を補完するために、政府が保険制度を実施すれば、中小企業者にも機械類の製造業者等にも有益なローンによる販売の飛躍的な増大が期待でき、このような見地から本保険制度の拡充を行なうこととしたものであります。

以上申し述べましたとおり、今回の改正は、最近のきびしい経済環境のもとにある中小企業者、機械工業界の双方にとつてきわめて有意義な施策であり、ぜひその実現をはかることが必要と考えております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同をくださいますようお願い申し上げます。

○政府委員(赤澤一君) 機械類割賦信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

現行法は、機械の割賦販売についての信用保険を行なつてゐるものであります。この割賦販売

は、中小企業にとつては購入しやすい販売方式であります。一方、機械の製造業者等にとつては購入者の倒産等による代金不払いの危険を負担することになります。この危険負担が割賦販売の拡大を制約してゐる点に着目し、それに対する保険を実施することにより健全な割賦販売の拡大をはかることが現行制度の目的であります。

その利用状況を見ますと、現在では、年間一萬三千件にものぼる割賦販売が本保険に付保され、しかもその九七%が中小企業向けのものであり、本保険の目的である中小企業の設備の近代化と機械工業の振興に大いに寄与してゐるところであります。

しかし、機械の割賦販売の拡大は、一方で製造業者等の割賦資金負担の増大をもたらしてゐる。これが割賦販売の拡大の大きな制約要因となつてゐます。最近、ローンによる機械販売が普及する傾向が見られるのも、この制約要因を除去することとを主たる目的としてゐるものであります。

すなわち、この販売方式は、製造業者等の資金負担を銀行が肩がわりすることになります。このため、製造業者等の割賦資金問題が解決されるのみならず、返済は分割払いであるため中小企業が機械を入手しやすい販売方式であるという点では割賦販売と同様であり、本法の目的から見て割賦販売にまさるとも劣らず有意義なものであります。

このように、ローンによる販売は、きわめて有益な販売方式であります。借り入れ期間中の信用危険は、割賦販売の場合と同様、製造業者等が金融機関に保証するという形で負担してゐるため、信用力、担保力に限りがある機械の製造業者等、特に中小製造業者等が十分にこれを活用できないのが現状であります。

したがって政府としては、かかる事態を解決する必要があるものと考えまして、今回、法改正を行ない、ローンによる機械販売に對して、次に申し上げるような保険制度を実施しようとするものであります。

まず第一に、本保険の対象となる契約は、購入

資金借り入れ保証契約であります。この契約は、製造業者等がローンによる販売を行なう際に金融機関に對して保証をすることを内容とするものであり、保証の対象となつてゐる中小企業者に対する金融機関の貸し付け債務はその返済方法が、割賦販売の場合と同様、三回以上に分割し、政令で定める期間以上にわたることが要件となつてゐます。

これは、ローンにおける返済方法が割賦販売の支払い方法と同様、中小企業が支払いやすい長期の分割払いとなつてゐることが必要と考えるからであります。

第二に、本保険は、包括保険制度をとつております。この包括保険制度とは、契約年度中に対象機種をローンにより販売した場合には、これをすべて付保することを約束するものであり、その結果、保険契約者にとつては危険分散が可能となり、安い保険料で付保ができることとなることとに、付保すべきかどうかを個々に判断するといふわずらわしさから免れることができるなど、保険契約者が当保険を利用しやすいという観点から、従来の割賦保険にならつて包括保険制度をとることとしたものであります。

第三に、本保険における保険関係の具体的内容であります。これは、購入者が金融機関に返済ができなかつた場合、製造業者等が金融機関に代位弁済することとなりますので、この代位弁済をした借入金元本と利息の五〇%をてん補するといふ関係が政府と製造業者等の間に生ずるわけでありまして、これにより製造業者等は安心して中小企業に對して設備機械をローンにより販売することができるとになり、また、信用力の不足してゐる中小製造業者等が金融機関とローンに關し提携をすることができるようになるわけでありまして、第四に、回収金制度であります。割賦販売の場合と同様、保険契約者が事故発生時に保険金の支払いを受け、その後損失額の一部を回収した場合には、その額の五〇%を国に返納するという制度であります。

このような制度を設けてゐる趣旨は、保険事故が発生してからその回収までの期間が長く、この間の製造業者等の資金負担が大きいので、その半分を国が肩がわりすることにありまして、事故にあつた製造業者等の経営の安定に大きく寄与することとなつてゐます。

以上がこの保険制度のおもな内容であります。これらの具体的運用にあたりましたは、本保険制度の趣旨を中小企業及び関係業界に周知し、その利用の拡大をはかることとに、利用者の便宜をはかるべく、対象機種の拡大等についても積極的に検討し、なお一そう利用しやすい制度となるようつとめてまいりたいと存じます。

以上簡単ではありますが、この法律案に關する補足説明を終わります。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(村上春藏君) 本法案についての質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(村上春藏君) それではこれよりガス事業法の一部を改正する法律案について質疑に入ります。

質疑のおありの方は順次御発言をお願いします。

○阿具根登君 大臣の時間がないうちから、基本的な問題を一、二お伺いしたいと思います。

まず、万物が生きたるためには太陽と空気と水が自然の恵みとして与えられております。しかし科学が進むにつれて、太陽の光線もさきざき、空気も濁り、水も汚濁しておる今日であります。きょうは公害問題ではございませんで進みますが、科学の進歩とともに人間の生活に欠くべからざるものとして電気がございまして。さらにガスが今日問題になつてまいりました。ところが御承知のように水や電気は国の強力な規制を受けておりまして、そして今日国民のあらゆる生活の部門に入つてゐるわけです。ところがガスの浸透がおそかつたとはいひながら、ガスが一番この中でも危険の多いものではないかと思ひます。その一番危険が多い、しかも国民の生活に欠くべからざるも

のとなつてきた今日、これを電気のように九分割されて末端まで責任を持つてやつておる企業、あるいは水のごとく簡易水道等は地方自治体が責任を持つて生活のかたにしておる、これは逆に、ガスはたとえ一般都市ガス、この法律では今度は簡易ガス、あるいはそれ以下、こういうように分けてやられるところに私は疑問があるんです。一体ガスというものはそういう性質のものであるのか。なぜこれだけのものが電気のように、水道のように、もっと責任を明らかにした、また万人に与えられるような確固とした信念がまずなければならぬ、その点について大臣の御見解をお伺いいたします。

○國務大臣(宮澤喜一君) 非常に基本的なお尋ねでございますし、あるいはその次のお尋ねにもまた発展するのとおもいますが、電気とガスと水道というものを三つ考えますと、国民生活にとつての必需品ということになれば、私はまず同じような必需品が高いと考へてよろしいかと思ひます。ただガスの場合には、ほかの電気あるいは水道に比べて比較的代替性が将来あつたという事情が存したのではないかと。燃料といつたしましてほかのもので代替を得る度合いが、電気あるいは水道よりも高かつたのではないかと。この点、それから集団的に供給をいたします際に、電力の配電といつたことよりは、ガスの配管といつたようなことがかなり集団地以外にはむづかしかつたというふうな事情もあつたかもしないかと思ひます。いずれにしても、御指摘のように、ことにガスの非集団地への供給度、普及度は、他の二者に比べて相当低うございますし、それからまた行政の面でも、保安関係の行政は特に分化されてはいない、こういう事情があるやうであります。この最後の点は、おそらくは公益事業そのものが規制行政でありますので、両方一緒にしておるものと考へておりますが、いずれにしても、従来ガスの普及度が低かつたこと、それから保安の点で十分でなかつたという事実は、私もいろいろに考へてみなければならぬところだと思ひます。

○阿具根登君 ガスの普及度が比較的小さかつた、確かにそれはそのとおりでございます。しかし私が心配いたしますのは、自然今日の状態を続けていくならば、ガスは当然必需品として電気等に劣らない状態になつてくると思ひます。それとそのときどきの、いまの状態での法律、次の状態で次の法律といふことを考へていくから、すべてものごとが起つてから法律があつて追つかけるというふうな形になるんじゃないやうな、か、こゝろで思ふわけなんです。特にガスは、大臣も言われたように非常に危険度が高い、その危険度の高いのをわざわざ小さくこまかに切つていって、保安に対する責任が負えるかどうか、危険度が高いからこゝろ、これはある一面から見れば、一つの企業あるいは中小企業、そういう面から見ればこれはまだ異論がございします。しかし、いまの場合は基本的な問題を大臣にお尋ねしておるのだから、そういう問題は別にして、そうして受給者が一番安全にこれを利用できる方法は何かということ考へますと、保安の面から見ても需給関係から見ても、これは当然もつと打つべき手があつたのではないかと。こゝろで思ふわけなんです。法律の中には入りませんでしたが、たとえ一般ガスの地域内において簡易ガスをやる場合は、みなすというふうな作法的な作法的な……これが当然将来どういふ弊害をもたらし得るかということはわかつておるはずなんです、これはあとで質問いたしますけれども、そういう当然弊害が起つてくるであらうという問題を伏せておいて、そうしていまの場合はこれでいくのだと、こゝろで思ふわけなんです。私には基本的な問題としておるのではないかと。一つの既成事実を次々にやれなくして、私はこゝろで思ふのです。だから一般需給者の立場に立つて、保安の立場に立つたならば、もつと根本的なものがいま出されてしかるべきじゃないかたうかと、私はこゝろで思ふのです。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは、いまのお尋ねをいろいろ考へておられますと、たとえばほかの問題は一応おきましてとおつしやいましたから、まさに私もそういうベースで申し上げますが、たとえば全国を幾つかの、九つなら九つの地域に分けて、電力の供給体制をとるか、あるいは水道などのように地方公共団体の主たる事業にするとかといふことが、現在かわる方法として考へられるかと思ひます。その場合、前者については申しますと、電力の場合には、申すまでもなく大規模な発電施設あるいは送電線等々の関係から、これは全国を大きなブロックに分けることが可能であつたと思ひますが、ガスの場合で申しますと、そういう大きな、たとえば非常に大きな天然ガスの発生があるかといふことでない限りは、おのずから供給もやはりそう大きな規模になることが現実の問題として供給側の事情で困難であります。そういうことから、電力のような形にならなかつたのではないかと。今度は他方で、公共団体の事業にしたらどうか、そういうところも御承知のようにございしますけれども、自然發生的に私企業が他との兼業などもあわせて育つてきた部分が大都市には多いわけでございます。したがつて、いま阿具根委員の言われましたようなことを考へてみますと、ただいま申しました二者のうちいずれかという体制になるかと思ひますが、どちらにも現実の問題としては必ずしもわが国の事情に合はず、こゝろで思ふわけなんです。その場合、たとえその弊害を防ぐとすればどういふことがあるかといふことは、たとえば保安の規制でありましか、あるいはこの法律にございしますやうに、合併等の問題でありますとか、あるいはまたこれもこの法律にございしますが、都市ガスが、従来供給地域だと、自分の領地にしておきながら、なかなか導管の布設を十分にやらないで、長年眠つておつたといふやうなことを規制する、そういうふうな施策をやつていけば、現在の体制で阿具根委員の御指摘になつたやうな弊害は防げる

のではないかと、こゝろで思つております。なお保安行政と規制行政、保安行政と産業行政、助長行政との関係で申しますと、これは公益事業局の所管でございしますが、公益事業行政というものは、やはり一種の規制行政でございしますから、たとえばガスに事故が発生しましたときには、供給独占でございしますから、その地域の供給はそれで不可能になるということがございしますから、自然、事故の発生といふことについてもその立場から行政をする側も神経質にならなければならぬ、こゝろで思ふこと、今日までやつてきて、弊害を除去していけばこの体制でいいのじゃないかといふことがたまたまの私の考へでございます。

○阿具根登君 私の質問が悪かつたかもしないけれども、あるいは水道のようにせよとかあるいは電気のようにせよとか公式的に言つておるわけじゃない。こゝろで思ふ例もあるじゃないか、たとえば一般ガス供給地域に簡易ガスといふものを、これをみなしてつくつた。そうするならば、これは一般ガスのほうがこゝろに大きな力を入れてくることは当然なんです。極端に言へば、こゝろにまだパイプができてないから、いづれあとでパイプができてくるだろう、そこでこゝろを一つのブロックにして簡易ガスで指定する、そうするとこれが既成事実ができてしまふわけなんです。なぜそういうことをしなればならぬかといふことです。いまパイプができてないならば、その監督指導責任はどこにするかといふ問題でこれはやれると思ふ。供給地域なら供給地域の責任としてやつていくとか、これはまた別の言い方もありますよ。これはおそらく議員の中からも反論が出てくると思ひます。しかしそれは業者対この販売の問題なんです。私がいま冒頭から言つておりますのは、まず需給と安全とそれから将来の見通しに立つて言つておるわけなんです。当然そうなるなら、なぜそうでないやうにしないか、そういうことなんです。一つの供給地域がきまつておる。それに簡易ガス事業が申請された、これは一般ガス

とみなす、こうなつてくれば、当然この次にはこれは何になるかということになつてくると、供給地域の一般ガスになつてくるはずなんです。するとまたそこでトラブルが起るんじゃないか、これは既定権利ができてしまふんじゃないか。で、また保安問題もあるから何も中小企業にこれをやらせるなどというのじゃなく、これは供給地のほうで一般都市ガスのほうで規制していけやしないか、そうすれば一貫していけるんじゃないか。何かそういうような方向がとられなければ、一方はプロパンガスの一本売り、片方は固めて簡易ガスにした、片一方は都市ガス、その都市ガス中にそれが含まれておる、こういうことは矛盾が起きてきはしないか、こういうことを伺つておるわけですよ。

○国務大臣(宮澤喜一君) わかりました。御質問の趣旨はわかりまして、それについては幾つかのことを私どもはこの法律案の中でも考へておるわけでございますが、一つは、まず従来都市ガスがこれは自分の供給の領域であるということ、かなり広く網をかけて取つておるわけでございまして、なかなかかしこいそれと端のほうには供給をしないという例が確かにございまして、それでありますから、今後こういう都市ガスの非常に広い網の張り方というのはいくら一度考え直さまして、現実に供給をいつまでにやるかという、そういう現実の観点に立つて再検討をしたいと思つております。これによつてまず都市ガスが供給地域の上に眠るという弊害をなくしていきたいと思つた。

次に、簡易ガス事業でございすけれども、これについても同じような考へ方でございすけれども、ただ現実にはこの地域だけを自分の領域にいたしますというふうなことはこれは許さない、むしろ逆の観点から、従来公益事業としての規制を受けておらない一定規模以上の、これは一本売りでない、いまの簡易ガスでございすけれども、そういうものについてはこの際規制をすることがいいのじゃないか、それが需用者のためになる。本来から

申せば、一番理想的な姿は、都市ガスが全部に普及するというところであらうと私は思ひます。公益事業でありますから、消費者本位に考へるべきであります。それが現実にはできない場合には、一本売りよりも簡易ガス事業によるほうが便利であらう、ただその場合、簡易ガス事業には公益事業としての規制をいたさなければ、事実上相当大きな供給をするのでありますから、消費者のほうにむずかしからう、こういうふうな考へております。

なお、都市ガスなり簡易ガスなりとの利害の調整という問題は当然起ると思ひますから、そういう小規模な業者が大きな業者に地域を譲るといふようなときには、当然それなりの補償という問題が起つてまいります。これは原則としては両方の相談にまかせたいと思ひますけれども、必要があります場合には、この法律案にございす調整協議会等において調整をいたしたいと、こう考へておるわけでございす。

○委員長(村上春樹君) 速記をちよつとめて。

(速記中止)

○委員長(村上春樹君) 速記を起して。

この際、本法案の審議にあたり政府側の提出資料について説明を聴取いたします。

○政府委員(馬場一也君) それではお手元に差し上げましたガス事業法改正に関する資料という横長の資料がございす。数字的な資料がございす。この資料は最初に、いわゆる一般ガス事業、今度の改正法で一般ガス事業と呼ばれます、いわゆる都市ガス事業でございす。この概況の数字が出ておる。二枚目にこの法律で新たに設けられますいわゆる簡易ガス事業が、いまだどういふ状況にあるかという概況がございす。それから三ページには、この簡易ガスを一部含んでおりますが、いわゆるボンベ供給と申しますか、LPガス供給というものがどういふ状況にあるかという資料がございす。それから四ページにガス用品の普及状況、それからガス用品によるいわゆる中毒事故等がどういふ状況にあるかというものが四

ページにございす。それから五ページは家庭における事故と申します。これは、むしろガス事故と申しますか、いわゆるガスの発生施設あるいは供給中、ガスの製造、供給施設途中における事故がどういふ状況にあるか、これは保安規制の問題から申しますので、その資料を最後につけてございす。

最初に、一ページの一般ガス事業の概況から補足して御説明を申し上げます。

一般ガス事業者がどれだけあるかということでございますが、第一にございすように、いわゆる都市ガス事業者の数は四十年から四十三年までの推移をそこに書いてございす。事業者の数がございす。この資料には四十三年までしかございせんが、まだ四十四年度は終わつておりませんけれども、四十四年度末におきましては二百三十二にこれがふえてございす。四十四年度中に許可されたものがございまして、二百三十二でございます。このうち昨年八月に黒石ガスというのが許可されてございす。また操業を開始しております。二、二百三十二許可事業者がございす。操業を開始しておりますのは二百三十一でございます。それから事業者の数は、ここには四十年から四十三年までのものをあげてございす。昭和二十九年にガス事業法ができてから、昭和三十年からの趨勢を見ますと、昭和三十年には都市ガス事業者の数は九十でございす。昭和三十一年には百四十九、それから四十年にはここにございすように二百七十七というふうな、三十年から四十年にかけて非常に急激に数がふえております。これは一つにはいわゆる新潟等の天然ガス地帯、天然ガスの出ます地帯におもに公営によります。ガス事業者が三十年以降にかなり多くなりました。これは一つでございます。それから二つには三十年以降、いわゆる石炭系の原料から、ナフサを原料とするプラントによります。ガス事業者の数がかなりふえてございす。それからまたさらに都市化が進みますと、ボタンを用いましたボタンエアー方式によるガス事業者というのが相

当出てまいりました。これらがそれぞれふえてまいりまして、ごらんのような事業者の数がふえてくる、こういう状況でございす。

次に二番目のガス事業者の大きさの区分分けが二にあるわけでございす。一千万円以下、一千万円超五千万円以下、五千万円超、それから私企業でなく、公営事業としてなされておるものをこれを区分分けいたします。二のような数字に相なるわけでございす。この中で特に中小企業という範疇に入りますもの、つまり資本金が五千万円以下であるもの、または従業員三百人以下であるものというものを拾いますと、百四十六でございす。それから公営事業七十三のうち一事業者を除きますと七十二はこれはすべて三百人以下の事業者でございす。いわゆる私企業として中小企業であるものが百四十六、それから三百人以下の公営事業というものを合計いたしますと二百十八になるわけでございす。つまり、大多数のガス事業者はかなり規模が小さいということでございます。

それから需要家がどういふふうな伸びておるかというものが三番目の表でございまして、四十年から四十三年までの需要家の伸びが出てございす。伸び率が大体ごらんのようになつて九%、大体八、九%という状況で伸びてきてございす。この資料は八百八十五万四千戸とございす。その後実績をとりまして、これは八百八十六万二千戸という実績になつてございす。それから昭和四十四年度末、今年度末はこれは一部推計が入りますが、年度途中までの実績をもとにいたしまして見込みをいたしますと、今年度末では九百六十三万二千戸という見込みでございまして、これは四十三年に比較いたしますと八・七%の増加になつてございす。大体ごらんのようになつて、三年は八ないし九%弱の割合で需要家が伸びてきておるといふ状況でございす。それでそれによりますと本年度末におきましていわゆる供給区域内の普及率は五六・八%ということに相なるわけでございす。

ざいます。それから、現在四十三年から都市ガス事業新五カ年計画というのをやっておりますが、その終末でございます昭和四十七年度末には、この現在の九百六十三万二千戸という世帯供給戸数、需要戸数は千二百一十一万九千戸というのが計画の最終年度におきます見通しでございます。大体年平均増加率はその期間八・二％という計算をいたしております。もう千二百一十一万九千件までまいりますと、普及率は現在の五六・八％から六二・七％ということになるわけでございます。これが都市ガスの事業の概況でございます。

それから次に二ページへまいりまして、簡易ガス事業の概況について御説明を申し上げます。

簡易ガス事業と申しますのは、この改正法に定義されておりますように、いわゆる「簡易なガス発生設備」、LPGを原料とする簡易なガス発生設備をもちまして一定の集団に導管をもって供給する事業、しかもこの改正法では、それが七十戸以上のもの、こういうものを簡易ガス事業と称しているわけでございますが、それが現在のどのくらいあるかということでございます。ここにあげました数字は四十二年に各通産局ごとにいわゆるこの状況を法律がございせんので、通産局を使いまして調査をいたしました数字でございます。供給区域内にございます簡易ガス事業、七十戸以上で区切りますと、七十戸から百戸、百戸から三百戸、三百戸以上という区分けをいたしまして、合計供給区域内にございます簡易ガス事業が四百八十九、それから供給区域外にありますものが百八十六、合計六百七十五ということになっております。これが七十戸以上の現在つかまえております数字でございます。さらにこの七十戸以下のものがそれではどれだけの数、いわゆる小規模導管供給事業というのがあるわけであらうかというところでございますが、これも一応われわれのほうで調べましたのは二戸以上つまり導管をもって供給しておるものを小規模導管供給事業と称することにいたしますと、その供給地点群の

数は全国で九千六百五十一地点でございます。このうち供給区域内にございますものが九千一、それから供給区域外にございますものが六百四十ということになるわけでございます。この九千六百五十一のうち、今回の改正案でいわゆる簡易ガス事業として公益事業規制をしたいと申しますものがそのうち六百七十五あると、こういうことでございまして、それから次に九千六百五十一、つまり二戸以上の小規模導管供給事業によって要するにガスを供給されている需要家の数が全部で全国で幾らあるかという数字でございますが、これは大体二十四万戸というふうに推定をされております。このうち、七十戸以上の、つまり簡易ガス事業の対象になります七十戸以上の、六百七十五の地点によって供給を受けている需要家の数は、この表の下にございまして、十萬九千戸、約四割でございます。つまり数から申しますと、非常に小規模な導管供給まで入れますと、九千六百五十一、七十戸以上はその一割に満たない六百七十五でございますが、需要家の数から申しますと、この規模の大きい七十戸以上のものが需要戸数は大体四割を占めると、こういう状況になるわけでございます。それで、なおこの七十戸以上のものにつきまして、さらにこまかく見てまいりますと、七十戸以上のものについて一地点当たりの平均戸数を見ますと、百六十一戸というのが平均になるわけでございます。以上がいわゆる小規模導管供給事業あるいは簡易ガス事業の概況の説明でございます。

次に、三ページへまいりまして、LPGガス販売事業の概況。これはここにございまして、鉱山石油局の資料によります数字でございますが、便宜御説明申し上げますが、全国におきますLPGガス販売事業、つまりいわゆる一本のボンベ売り、それから小規模導管供給合わせまして、いわゆるLPGガス販売事業の数が幾らあるかというのが、そこにございまして、LPGガス新法が施行されました時の届け出数、四十三年四月末現在におきましては、事業数が四万八千六百八、事業所数

が五万四千九百九十九という状況になっております。なお、四十三年におきましては、この四万八千六百八というのはいくつ減っておりますか、四万六千七百四十五というふうになってきております。これが減ってきておられるのは、一人一人の企業者の共同化あるいは協業化がその間相当進んだという結果であるというふうに考えております。で、四万六千七百四十五になりまして、販売事業所の数は五万三千四百六というふうにして、四十四年度末ではなっております。

次に、そのLPGガス販売事業の規模が個人経営のもの、それから会社でございまして百万円未満、百万円以上五千万円未満というふうにして、規模別にパーセンテージを出しております。この四三・三％は個人企業でございます。それから、法人企業のものでございまして、いわゆる中小企業の比率が、ごらんのように高いわけでございまして、それから、このLPGガスによる普及世帯数と申しますか、LPGガスを使っております需要家数はどのくらいあるかというの、そこに都市部、農村部に分けまして、第三のところに数字を示してございまして、ごらんのように、全国をトータルいたしますと、四十三年までは、前年度に比べて一割以上の急激な伸びを示しておりますが、四十一年以降その伸びはかなり減っております、四十一年以降で見ますと、ごらんのように、全国では大体四、五％の伸び率ということに相なっております。それで、四十三年の数字がそこにございまして、千三百六十六万八千戸でございますが、四十三年度末におきましては、これは推定でございますけれども、この数字が千四百四十一万世帯ということに相なっております。これを先ほどの都市ガスの四十四年度末の世帯数九百六十三万戸と対比いたしますと、LPGガスによる供給を受けている戸数のほうが都市ガスよりはかなり多いわけでございまして、それから、伸び率を見ますと、都市ガスは、先ほど申しましたように、こ二二、三年八、九％

の割合で伸びてきておりますが、LPGガスのほうは四、五％というふうにして、それよりはかなり低い伸び率になってきておる。それまで、ごらんのようにかなり高い伸び率でございましたから、いわゆるLPGガスの普及状態というのがある程度あるわけでございます。で、このLPGガス販売事業所の数あるいはこの数字の中には、先ほど申しました簡易ガス事業、いわゆる小規模導管供給事業も含まれておるのでございます。

次に四ページへまいりまして、ガス用品の普及状況、それからそれによる中毒事故の統計が四ページに書いてございます。それで、ガス用品の普及台数は、これはガス事業所からとっておりますが、都市ガス事業新五カ年計画の資料によりますと、湯わかし器、ふろ、それからガスストーブの三品につきまして、ごらんのような伸びでございます。四十七年の数字は、いまの五カ年計画によりまして、四十七年の数字は、いまの五カ年計画によりまして、四十七年の数字でございます。それで、かりにこの見込み数字でございまして、それで、かりにこの四十七年にごらんのような数字にまで普及いたしましたといいたしますと、この伸び率は大体、三十七年から四十二年までの間で、湯わかし器は四・六倍、ふろは二・一倍、ストーブが二倍という伸び率でございますが、四十二年から四十七年までの間には、このとおりの数字になったといいたしますと、湯わかし器は二・二倍、それからふろは一・九倍、それからストーブは一・七倍という伸び率になるはずでございます。

それから次に中毒事故の統計、これはガス事業法に基づき報告によつて拾いました数字でございます。四十一一年から四十三年までの数字で出ております。一番下でございますが、毎年中毒者というのには数が増えてまいっておりますが、毎年中毒者というのには四十四年度中の数字、これは最近とりました状況、これは四十四年度中でございますが、湯わかし器による事故、中毒者が四十三人、それからガスぶろによる中毒者が二十一、それからストーブによるものが十七名、その他五十二名、合わせ

の割合で伸びてきておりますが、LPGガスのほうは四、五％というふうにして、それよりはかなり低い伸び率になってきておる。それまで、ごらんのようにかなり高い伸び率でございましたから、いわゆるLPGガスの普及状態というのがある程度あるわけでございます。で、このLPGガス販売事業所の数あるいはこの数字の中には、先ほど申しました簡易ガス事業、いわゆる小規模導管供給事業も含まれておるのでございます。

て百三十三名ということで、四十四年度もまことに残念ではございますが中毒者の数は相変わらずふえ続けておるわけでございます。

それから最後にガス事故の概況、先ほどの中毒者と申しますのはいわゆる家庭内におけるガス中毒でございますが、五ページのガス事故と申しますのは、いわゆるガスの工場それからガスの輸送中いわゆる導管の漏洩等による事故の概況が五ページの数字でございまして、これは四十一年から四十三年まで、まあ四十二年は少し減っておりますが、四十三年には八十三件になっておりまして、四十四年の数字をとりましてこれが八十八件ということになっております。

それから次に、その八十三件は、四十四年は八十八件でございますが、事故の原因別に若干ふえんして申し上げますと、この原因のうち毎年約三割の事故は、いわゆるガス管が埋没されておりました、そこにいるような道路工事その他の、いわゆる他工事と称しておりますが、これが行なわれる際にそのガス管の上にいる事故が起きておるといふことで、いわゆる他工事による事故がこのうち毎年約三割のものがございまして、それから、いわゆる地下水のくみ上げ等による埋没によりその地点の地盤が不当に沈下したというような事故が若干ございます。それから、上を通過しております交通量が最近非常にふえたということによつて下のガス管にゆがみを生じて漏洩をしたというような事故もかなりございます。そういうことをつけ加えて申し上げておきます。

それから、これらの事故によりましていわゆる発生いたしました死傷者の数は、四十一年から四十三年で推移を見ますと、六十七、五十九、五十、このほうはつまり数が若干年々減っております、四十四年度におきましては四十六名ということになっております。したがって、上の事故件数は、これは必ずしもその人身事故を伴わない事故、つまりガスが単に漏洩をした事故ということも勘定いたしますと、先ほど申しましたように八十三件、四十四年には八十八件ということでござ

いますが、実際にそれによつて死傷者が出たというものは、ごらんのように、年々少しづつではございますが減つてまいつておる、こういう状況でございます。

以上非常に概括的でございましたが、資料についての説明を終わります。

○委員長(村上春藏君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(村上春藏君) 速記を起こして。本法案についての審査は、本日はこの程度にとどめます。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(村上春藏君) 速記を起こして。本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十九分散会

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十八日)

一、ガス事業法の一部を改正する法律案

三月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、小規模企業助成法案(矢追秀彦君外一名発議)

小規模企業助成法案
小規模企業助成法

第一条 この法律は、中小企業基本法(昭和三十三年法律第五十四号)に基づき、小規模企業者に対する資金の確保、適正な指導等の措置を講ずることにより、小規模企業の経営の改善発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人以下の事業者をいう。(経営改善資金の貸付けの事業を行なう都道府

府 県に対する国の助成)
第三条 国は、小規模企業の経営の改善発達に資するため、都道府県が小規模企業者に対し次の各号に掲げる資金(以下「経営改善資金」という。)を貸し付ける事業を行なうときは、その都道府県に対し、予算の範囲内において、その事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。

一 企業の規模を適正化するために必要であると認められる設備(中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第十五号)第三条第一項第一号の設備を除く。)の設置に充てられる資金

二 需要構造等の変化に即応して行なう事業の転換に必要な認められる資金

(貸付金の限度)
第四条 都道府県が一の借主に対して貸し付けることができる経営改善資金の金額は、一の設備その他の貸付けの対象につき、都道府県が必要と認めた金額の二分の一以内とする。

(利率及び償還期間)
第五条 都道府県が貸し付ける経営改善資金は、無利子とし、その償還期間は、五年をこえない範囲内で政令で定める期間とする。

(担保又は保証人)
第六条 都道府県は、経営改善資金の貸付けについては、借主に対し、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならない。

2 前項の保証人は、借主と連帯して債務を負担するものとする。

(期限前償還)
第七条 都道府県は、経営改善資金の貸付けをした場合において、借主が次の各号の一に該当するときは、支払期日前に、その借主に対し、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 貸付金の償還を怠つたとき。

三 その他正当な理由がないのに貸付けの条件に違反したとき。

(償還の免除)
第八条 都道府県は、災害その他借主の責めに帰することができない理由により、借主が第三条第一号の資金の貸付けを受けて設置した設備が滅失した場合又は借主が同条第二号の資金の貸付けを受けて行なつた転換に係る事業の継続が困難となつた場合において、やむを得ないと認めるときは、通商産業大臣の承認を受けて、経営改善資金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(連約金)
第九条 都道府県は、借主が支払期日までに貸付金を償還せず、又は第七条第二号に該当することとを理由として同条の規定による請求を受けた金額を支払わなかつたときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に應じその延滞した額百円につき一日二銭五厘の割合で計算した連約金を支払うべきことを請求することができる。

2 都道府県は、借主が第七条第一号又は第三号に該当することを理由として同条の規定による請求をするときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から支払の日までの日数に應じ貸付金の金額百円につき一日二銭五厘の割合で計算した連約金を支払うべきことをあわせて請求することができる。

(県の特別会計)
第十条 都道府県は、特別会計を設置して経営改善資金の貸付けの事業の経理を行なわなければならない。

2 前項の特別会計(以下「県の特別会計」という。)においては、都道府県の一般会計(以下「県の一般会計」という。)からの繰入金、第三条の規定による国からの補助金(以下「国からの補助金」という。)、償還金(第七条の規定による請求に係る償還金を含む。)、前条の連約金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金及び第十三条の規定による納付金その他の諸費をも

つてその歳出とする。

(国からの補助金の額)

第十一條 一の都道府県に対する国からの補助金の額は、当該都道府県が経営改善資金の貸付けの事業の貸付け財源に充てるため県の一般会計から県の特別会計に繰り入れる金額と同額以内とする。

(事業計画)

第十二條 都道府県は、国からの補助金の交付を受けた後は、毎年度、通商産業大臣があらかじめ定める基準に従つて経営改善資金の貸付けの事業に関する事業計画を作成しなければならぬ。

2 都道府県は、前項の事業計画によらなければ経営改善資金の貸付けの事業を行なつてはならぬ。

(貸付けの事業を廃止した場合の措置)

第十三條 都道府県は、経営改善資金の貸付けの事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、当該事業に係る貸付けの未貸付額及びその後に於いて支払を受ける当該事業に係る貸付けの償還額の合計額に、国からの補助金の額及びその都道府県が当該事業に係る貸付けの財源に充てるため県の一般会計から県の特別会計に繰り入れた金額の合計額に対する国からの補助金の額の割合を乗じて得た額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

2 前項の規定は、都道府県が、経営改善資金の貸付けの事業を廃止する前に、国からの補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付することを妨げるものではない。

(経営改善の指導等)

第十四條 都道府県は、借主に對し、その経営の改善発達を図るために必要な指導を行ない、又は必要な資料若しくは報告の徴収をすることが出来る。

(事業協同組合等の施設に対する助成)

第十五條 国は、政令で定めるところにより、都道府県が事業協同組合、事業協同小組合、協同

組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会が行なう次の各号に掲げる事業に要する経費について補助する場合に、当該都道府県に對し、予算の範囲内において当該補助に要する経費の一部を補助することが出来る。

一 小規模企業者である組合員の事業に関する経営又は技術の改善発達を図るための教育又は職業訓練に関する施設

二 小規模企業者である組合員の福利厚生に関する施設

(中小企業振興事業団の経営改善普及事業に対する協力等)

第十六條 中小企業振興事業団は、中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第五十六号)第二十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業務を行なうことができる。

一 商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会が行なう商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)第五十六条に規定する経営改善普及事業の実施又は当該経営改善普及事業に関する指導について必要な協力を行なうこと。

二 商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会が前号の経営改善普及事業の実施又は当該経営改善普及事業に関する指導のために必要な施設又は設備を設置する場合において、これらの者に對し、当該設置に要する資金の貸付けを行なうこと。

2 中小企業振興事業団法の適用については、前項第一号の協力は同法第二十条第一項第一号の業務と、前項第二号の貸付けは同条第一項第三号の業務とみなす。

(資金の融通の円滑化)

第十七條 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫及び中小企業信用保険公庫は、小規模企業者に対する資金の融通に関しては特別の配慮をしなければならない。

(国の出資)

第十八條 国は、毎年度、国民金融公庫、前条の金融機関及び中小企業信用保険公庫が小規模企業者の企業の経営の改善発達を図るための資金の貸付け又は保険の業務を円滑に行なうことができるように、必要な金額の出資を行なうものとする。

(税制上の措置)

第十九條 国は、小規模企業の経営の改善発達を図るため、租税負担の適正化等について必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(所得税法の一部改正)

第二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第三項第一号中「十五万円」を「二十万円」に改める。

(法人税法の一部改正)

第三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項を次のように改める。

5 事業年度が一年に満たない法人に対する第二項及び第三項の規定の適用については、これらの項中「年三百万円」とあるのは「三百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年百万円」とあるのは「百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

第六十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時に於いて資本の金額若しくは出資金額が五百万円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く)又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年

百万円以下の金額については、前二項の規定にかかわらず、百分の二十の税率による。

(経過措置)

第四条 前二条の規定による改正後の所得税法及び法人税法の規定は、個人の昭和四十五年分以後の所得税及び法人のこの法律の施行の日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十四年度分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十七第三項第一号中「十五万円」を「二十万円」に改める。

(経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の地方税法の規定は、昭和四十五年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十四年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第七条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の三を同項第四号の二の四とし、同項第四号の二の二の次に次の一号を加える。

四の二の三 小規模企業助成法(昭和四十四年法律第 号)の施行に関すること。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十五年度において約九億三千八百万円の見込みである。なお、減税により歳入減となる金額は、同年度において約二百五十億円の見込みである。

三月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業等協同組合法の改正に関する請願(第一一三五号)

第一一三五号 昭和四十五年三月十七日受理
中小企業等協同組合法の改正に関する請願

請願者 千葉市本町二ノ一千葉県火災共済協同組合内 白鳥俊一

紹介議員 渡辺一太郎君

中小企業等協同組合法を改正し、左記事項の実現を図りたい。

一、火災共済協同組合が行なう共済事業は、火災共済だけに限定されているが、生命傷害その他の共済事業を総合的に実施できるようにすること。

二、火災共済事業を行なっている事業協同組合が火災共済協同組合に組織変更できるようにすること。

理 由

一、全国の中小企業者の切望にもかかわらず火災共済協同組合については、火災以外の各種共済を併営する道がとざされているため、十二分にその機能を果たすことができない。

二、福島、岐阜、岡山、京都の各府県では、火災共済協同組合がまだ設立されてなく、事業協同組合が火災共済事業を行なっているが、これらの組合は、火災共済協同組合への改組移行を強く希望している。また、火災共済協同組合組織の強化のためにも、組織変更の道をひらく必要がある。

三月三十日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月二日)

一、機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案

昭和四十五年四月九日印刷

昭和四十五年四月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局